

経営強化計画の履行状況報告書

平成27年12月



目次

1. 平成 27 年 9 月期決算の概要	1
(1) 経営環境及び当行の取組み体制	1
(2) 決算の概要	3
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	5
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	5
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	7
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	8
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	9
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	14
① 被災者への信用供与の状況	14
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	19
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	30
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	31
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能強化のための方策	35
③ 早期の事業再生に資する方策	38
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	42
3. 剰余金の処分の方針	43
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	43
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	43
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	44
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針	44

1. 平成 27 年 9 月期決算の概要

(1) 経営環境及び当行の取組み体制

平成 27 年度上期の国内経済は、緩やかな回復の動きに一部足踏み感がみられました。消費税増税に伴う反動減が一巡し、雇用・所得環境や企業収益が改善傾向で推移しましたが総じて力強さに欠ける展開が続きました。しかしながら、減速は一時的なもので、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に設備投資・個人消費の増加が見込まれることから、再び緩やかな回復基調を辿るものとみられております。

当行の主たる営業基盤である岩手県内の経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が一巡し、持ち直しに向けた動きとなりました。公共投資は震災復興関連工事を中心に高水準の発注となり、住宅投資は消費税増税の影響で持家を中心に減少傾向にあった住宅着工が 4 月以降増加に転じ、前年を上回って推移しました。個人消費や生産活動が弱含みで推移しておりますが、公共投資や住宅投資が高水準で底堅い動きとなっていることから、持ち直しに向けた動きが継続するものとみられております。

東日本大震災から 4 年半が経過し、岩手県においても、第 2 期復興実施計画 3 年間（本格復興期間）の中間年にあたり、本格復興邁進年と位置づけております。国直轄による復興道路などが全て着工され、海岸保全施設の約 9 割、災害公営住宅の約 7 割が着工しております。

また平成 28 年 1 月から希望郷いわて国体（冬季大会）が開催されます。本大会と冬季大会の全競技が開催県を会場として行われる初の完全国体となり、また冬季大会の経済波及効果は 31 億円と試算されております。県内経済への寄与や国体開催を契機とした観光客増加等が期待されているところであります。

このような中、当行では平成 25 年 4 月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおります。計画最終年度を迎えた今期についても“地域力の向上”をテーマに掲げ、【復興・再生支援への貢献】、【地域潜在力の発掘】を通じ、「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」の 2 つのビジネスモデルを実践し、当行及び地域経済全体の成長に向け取り組んでおります。

※岩手県の復興の状況【平成 27 年 9 月末現在、資料出所：岩手県】

《都市再生区画整理事業》

○地区数

計画	工事中	完了
18 地区	18 地区 (100%)	0 地区 (0%)

○区画数

計画	工事中	完了
5,286 区画	4,920 区画 (93%)	366 区画 (7%)

《防災集団移転促進事業》

○地区数

計画	工事中	完了
88 地区	30 地区 (34%)	56 地区 (64%)

○区画数

計画	工事中	完了
2,329 区画	1,197 区画 (51%)	1,065 区画 (46%)

《災害公営住宅等整備事業》

計画	工事中	完成
5,876 戸	1,970 戸 (34%)	2,216 戸 (38%)

《海岸保全施設整備事業》

○岩手県

計画	工事中	完了
105 箇所	78 箇所 (74%)	23 箇所 (22%)

○市町村

計画	工事中	完了
29 箇所	24 箇所 (83%)	2 箇所 (7%)

《復興道路整備事業》

○三陸沿岸道路

事業化延長	工事中	供用中
213 km	152 km (71%)	61 km (29%)

○東北横断自動車道釜石秋田線

事業化延長	工事中	供用中
80 km	26 km (32%)	54 km (68%)

○宮古盛岡横断道路

事業化延長	工事中	供用中
66 km	58 km (88%)	8 km (12%)

《漁港災害復旧事業》

計画	工事中	完了
29.5 km	7.0 km (24%)	20.3 km (69%)

(2) 決算の概要

① 預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金を含む）について預金者別に見ますと、個人預金は5,099億7百万円（前年同期比118億57百万円増）、法人預金は2,499億24百万円（同177億89百万円増）、公金預金は488億59百万円（同128億19百万円増）となったことから、預金等全体では8,086億91百万円（同424億65百万円増）となりました。

② 貸出金

中期経営計画において“地域力の向上”をテーマに掲げ、復興・再生支援への貢献や地域潜在力の発掘を通じた地域経済の活性化に取組み、中小事業者等への資金供給に努めております。貸出金残高については成長産業分野（アグリビジネス、医療・介護ビジネス、環境ビジネス）や地方公共団体向け貸出金が増加し、5,199億24百万円（前年同期比61億円増）となりました。

【資産・負債の状況】

（単位：百万円）

	26年9月末 実績	27年3月末 実績	27年9月末		
			実績	26年9月末比	27年3月末比
資 産	833,522	843,055	869,616	36,094	26,561
うち貸出金	513,824	530,370	519,924	6,100	△10,446
中小企業等向け 事業性貸出	263,870	268,396	263,585	△285	△4,811
うち有価証券	248,443	254,242	271,883	23,440	17,641
負 債	800,035	807,959	834,604	34,569	26,645
うち預金等	766,226	777,089	808,691	42,465	31,602
うち社債・借入金	21,549	19,349	11,532	△10,017	△7,817
純 資 産	33,487	35,096	35,012	1,525	△84

③ 預り資産

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産は、投資信託と生命保険の新商品を追加し商品ラインナップの充実を図り、保険商品（*1）が535億16百万円（前年同期比25億77百万円増）、投資信託が238億16百万円（同1億87百万円減）、公共債が28億48百万円（同16億40百万円減）となったことから、預り資産残高合計は801億80百万円（同7億50百万円増）となりました。

（*1）保険商品の残高は有効契約残高としております。

④ 損益

業務粗利益は、国債等債券損益が減少したものの、有価証券利息配当金が増加し資金利益が増加したこと、また投資信託や保険商品の販売が堅調であったことから役務取引等利益も増加したこと等により 56 億 75 百万円（前年同期比 19 百万円増）となりました。

コア業務純益は、資金利益、役務取引等利益が増加したことに加え、経費が減少したことで 10 億 5 百万円（同 3 億 29 百万円増）となりました。

経常利益は、コア業務純益が増加したことに加え、株式等関係損益が増加したことで 12 億 26 百万円（同 3 億 66 百万円増）となりました。

以上のことから中間純利益は 8 億 21 百万円（同 2 億 99 百万円増）となりました。

⑤ 自己資本比率

自己資本比率は、国内基準を採用しております。自己資本の額は、利益の積み上げにより利益剰余金が 64 億 92 百万円（前年同期比 11 億 97 百万円増）となったものの、平成 27 年 3 月に劣後特約付社債の期限前償還及び劣後特約付借入金 22 億円を返済したことで 321 億 17 百万円（同 13 億 75 百万円減）となりました。リスクアセットの額は、預金の増加を起因として運用資産である貸出金及び有価証券残高が増加したことにより 3,643 億 99 百万円（同 218 億 65 百万円増）となりました。以上のことから単体自己資本比率は、8.81%（同 0.96 ポイント低下）となりました。連結自己資本比率は単体自己資本比率の低下を主因として 9.49%（同 0.96 ポイント低下）となりました。

⑥ 金融再生法開示債権

復興に向けた金融支援として、東日本大震災事業者再生支援機構等を活用した債権売却、個人版私的整理ガイドラインによる債権放棄並びに中小事業者への事業計画策定支援等を継続しており、金融再生法開示債権は 184 億円（前年同期比 17 億 10 百万円減）となり、総与信に占める開示債権比率は 3.50%（同 0.37 ポイント低下）となりました。

⑦ 与信関連費用

不良債権処理額が 22 百万円（前年同期比 94 百万円減）となったこと、貸倒引当金戻入益 37 百万円を計上したことおよび過年度に償却した債権の回収等による償却債権取立益 32 百万円を計上したことにより、与信関連費用（*2）は 47 百万円（同 64 百万円減）の戻入益となりました。

(*2) 与信関連費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額（個別貸倒引当金繰入額＋貸出金償却費用＋債権売却損＋偶発損失引当金繰入額）－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

【平成27年9月期における決算業績（単体）】

（単位：百万円）

	26年9月 実績	27年3月 実績	27年9月 計画	27年9月		
				実績	前期比	計画比
業務粗利益	5,656	11,718	5,579	5,675	19	96
うち資金利益	4,956	9,928	4,949	5,050	94	101
うち役務取引等利益	593	1,296	650	640	47	△10
経費	4,876	9,675	4,705	4,687	△189	△18
コア業務純益	676	1,553	899	1,005	329	106
一般貸倒引当金繰入額	△39	△140	25	—	39	△25
業務純益	819	2,183	874	987	168	113
臨時損益	40	△52	△75	238	198	313
うち不良債権処理額	116	346	100	22	△94	△78
うち株式等関係損益	65	173	—	166	101	166
うち貸倒引当金戻入	—	—	—	37	37	37
うち償却債権取立益	59	90	25	32	△27	7
経常利益	860	2,131	799	1,226	366	427
特別損益	△28	13	△16	△19	9	△3
当期（中間）純利益	522	1,368	517	821	299	304
利益剰余金	5,295	5,913	—	6,492	1,197	—

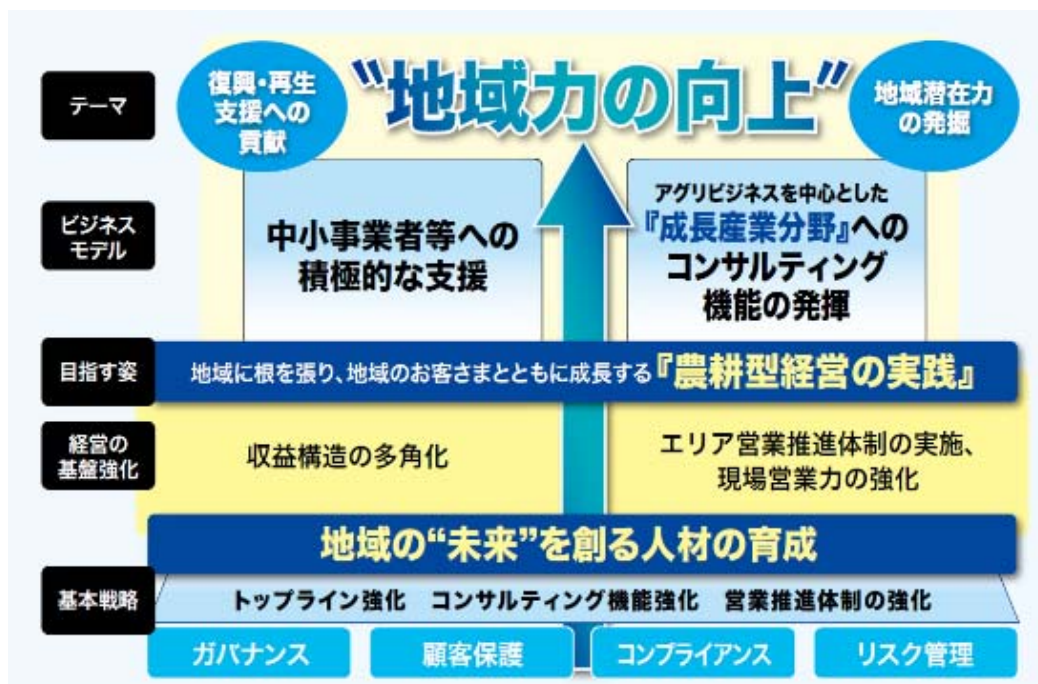
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

【中期経営計画について】

平成25年4月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおり、今期は計画期間3年の最終年度にあたります。ガバナンス、顧客保護、コンプライアンス、リスク管理等の経営管理態勢の強化のもと「トップライン強化」、「コンサルティング機能強化」、「営業推進体制の強化」の基本戦略を遂行し、収益構造の多角化、現場営業力を強化することで経営の基盤強化に取り組んでおります。目指す姿として「地域に根を張り、地域のお客様とともに成長する『農耕型経営の実践』」を掲げ、中小事業者等への積極的な支援や、アグリビジネスを中心とした「成長産業分野」へのコンサルティング機能の発揮により“地域力の向上”を目指しております。

【中期経営計画全体図】



当行は、中期経営計画『とうぎんNext Innovation』において、復興・再生支援への貢献や地域潜在力の発掘を行うことにより“地域力の向上”への取組みを強化しております。中小事業者等へのビジネスマッチングによるお客様のトップライン改善支援やそれぞれの事業者が抱える経営課題を解決するための最適なソリューションの提供、企業の育成・成長を強力に後押しするための資金供給に注力しております。

中期経営計画に沿って復興・再生支援への貢献や成長分野への資金供給に努めた結果、復興関連業種（建設業、不動産業等）や成長分野での貸出金は増加しております。

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

【中小事業者に対する信用供与のための本部体制】

部署名	業務内容
<p>地域応援部 【31名】 (*3)</p>	<p>成長分野等の地域産業創出へ向けた資金供給やソリューションの提供、ビジネスマッチング等を通じた中小規模の事業者等のトップライン改善へ向けての支援を行う。</p> <p>また、個人・中小規模の事業者向けの金融商品・サービスの企画、開発や営業店の渉外活動支援を行い、営業推進の最適化を図る。</p>
<p>融資部企業経営支援室 【3名】 (*4)</p>	<p>特定企業への経営改善・事業再生支援、被災地域の企業に対する再生支援に向けた営業店サポート等を行う。</p>

(*3) 地域応援部：うち中小企業診断士2名、農業経営アドバイザー2名、林業経営アドバイザー1名、水産業経営アドバイザー1名、動産評価アドバイザー2名、フィールドイグザミネーター2名

(*4) 融資部企業経営支援室：うち中小企業診断士1名

《地域応援部における取組み》

中期経営計画で掲げた「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」を実践する部署であり、アグリビジネスに係る6次産業化支援や再生可能エネルギー向け支援を中心とした環境ビジネス、地域の安心安全を支える医療介護ビジネスを中心に営業店支援を行っております。また、ビジネスマッチングによる取引先のトップライン支援はもとより、海外進出支援・知的財産の活用、事業承継や不動産の有効活用等のソリューション営業支援も実施し、帯同訪問による営業店サポートのほか、各種制度変更への対応等の情報を網羅した営業店行員向け情報発信ツールである「地域応援ニュース」の発行、お客様向け情報発信ツールである「医療・介護ニュース」の定期的な発刊等を行っております。

地域応援部は地域の活性化支援に加え、営業店の営業推進支援の中心的な役割を担う部署であり、営業支援システム（KeyMan）を活用した預貸金等の各種予算進捗状況の管理から、事業資金の商品開発、住宅ローンを中心とする個人ローンの商品開発に加え、各種金融サービス等の企画を行っております。商品の企画立案からはじまり、広告宣伝等の商品PR、販売状況の管理、検証まで銀行の営業業務全般にわたり、推進態勢の最適化を図っております。

また平成27年4月、地域応援部内に『地方創生推進室』を新設しております。当行で

は従来から、地域経済の活性化につながるよう取引先事業者等の創業支援から事業承継支援までライフステージに応じた支援に注力してまいりました。平成 24 年 10 月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する連携協定」を締結したことを皮切りに岩手町、遠野市、洋野町の 4 自治体と連携協定を締結し、自治体と連携した地域活性化にも取り組んでおります。『地方創生推進室』を新設したことで地方自治体との連携を強化するとともに、従前より行っているアグリビジネスを中心とした成長産業分野への積極的な支援等を通じ、地域と連携した『地方創生』に向けた態勢を整備しております。

《融資部企業経営支援室における取組み》

融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）では、経営改善・事業再生支援先企業等に対する事業計画の策定支援や、支援先への直接訪問によるモニタリング、各営業店への臨店指導などを通じて対象企業の早期改善及び再建を果たすための支援を継続して行っております。

なお、被災企業に対する支援については、企業経営支援室が「岩手県産業復興相談センター」の窓口となっていることもあり、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構と連携し、被災企業の事業再生支援や二重ローン問題解決に向けた営業店サポートを継続しております。両機構の対象とならない事業者で、且つ債権者間調整を必要とする中小事業者については外部の専門的なノウハウを活用すべく、「中小企業再生支援協議会」との連携を強化し、再生支援を行っております。

また、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、同年 4 月より運用を開始しております。この派遣契約により事業再生等に関するノウハウを吸収し、債務者支援に活用しております。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制として、半期ごとに開催する支店長会議において施策及び各種計画数値の徹底を図っております。また、営業店の支店長又は渉外課長を対象に地域ごとに開催する「グループ会議」等で進捗状況の管理を行っております。取組結果については営業店業績評価を行い、営業店・行員のモチベーション向上に努めております。

I 取締役会・常務会

取締役会は原則毎月 1 回、常務会は原則として毎週開催しております。取締役会には社外監査役 2 名を含む監査役 4 名、常務会には常勤監査役 2 名が出席し、ガバナンスの強化を図っております。社外取締役については平成 27 年 6 月より独立役員 2 名を含む 3 名を選任し、第三者の客観的かつ中立的な視点を取入れた経営管理態勢としております。中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画の進捗状況を報告し、

確認並びに以後の改善策・推進策等の意思決定を行っております。

II 支店長会議

全営業店長及び本部の部室長を対象に「支店長会議」を半期ごとに開催し、中期経営計画及び重要施策について徹底を図っております。平成 27 年度上期においても 1 回開催し、中小事業者に対する積極的な信用供与に向け、各支店長との意見交換会も実施いたしました。

III グループ会議

営業店を地域ごとにグループとして分けし、支店長を対象として、各種施策や推進項目の進捗状況について確認する「グループ会議」を平成 27 年度上期においては 6 会場で開催いたしました。

会議において業務計画の進捗状況を確認するとともに、中小事業者への積極的な資金供給並びに新たに創業する事業者に対する積極的な信用供与に向けて新商品の取扱いについて周知・徹底いたしました。

IV 業績評価

当行では地方公共団体向け貸出金及び資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義しております。その上で平成 27 年度上期の営業店業績評価について、主に中小企業・個人向け貸出金の構成からなる一般貸出金や、中小事業者の取引拡大を目的とした新規法人融資先数に重点を置いた評価体系としております。さらに、中小事業者に対する貸出の取組事例、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構、中小企業再生支援協議会、個人版私的整理ガイドライン等を活用した取組事例等の定性的な評価についても行っており、中小事業者の経営支援、地域の活性化に関する取組みを支援する態勢を整備しております。また、平成 27 年度下期営業店業績評価においては事業性評価に基づく融資を推進し、定着化することを目的として「事業性評価シート」（平成 27 年 7 月導入）の作成状況を特別表彰にて実施することとしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

I 事業性評価シートの活用

当行は、東日本大震災からの復興・再生支援、「地方創生」へ向けた支援、取引先企業のライフステージに応じた支援、成長分野への支援等において地域経済に関わり、お客様の付加価値を高めるような活動を行ってまいりました。

円滑な資金供給促進に向けて金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業の事業性を評価した融資等が促されている中、当行では平成27年7月に事業性評価シート（以下「シート」という。）を作成しております。シートの作成方法については平成27年8月、11月に全体研修を行い、今後は営業店単位、年齢階層別等の研修を実施し、シート作成の浸透を図っていくこととしております。

シートの作成・活用にあたっては、企業の実態を財務内容からのみではなく、企業の事業内容、成長可能性など多方面から評価することで、企業の実情、ライフステージに応じたアドバイスを行い、企業と当行とのリレーション強化を図っております。企業概要の把握から企業の属する市場把握、企業の特徴点の把握を行い、今後の事業について取引先企業と一緒に考えていくように、シートの活用に努めてまいります。

II ABL（動産担保融資）

当行は、担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして、企業の事業活動そのものに着目し、事業に基づく資産を担保として活用することで資金調達手段の拡大を図る、ABLに取り組んでおります。

具体的な取組みとしては、外部専門業者トゥルーバグループホールディングス株式会社（以下、「トゥルーバ社」という。）との提携により、評価における客観性の確保、管理レベルの向上や換価手段の確保を図り、一般担保としての要件を満たす態勢を整えております。

また、日本動産鑑定「動産評価アドバイザー養成認定講座」やトゥルーバ社「フィールドイグザミナー養成講座」に行員を派遣し、企業の実態を適正に把握する目利き力を持った人材の育成に取り組んでおります。

【取扱実績】 ※平成27年度は9月末時点までの6か月間の実績となります。

年度	件数	金額	内容
平成24年度	2件	400百万円	水産加工品・建設重機
平成25年度	12件	865百万円	ワイン・太陽光発電設備等
平成26年度	9件	1,040百万円	太陽光発電設備・売掛債権等
平成27年度	3件	668百万円	太陽光発電設備等

◆信用保証協会「流動資産担保融資保証制度」を活用した支援事例【事例1】

本事例のお客様は、岩手県内の木材販売・プレカット加工業者で、従来から売掛債権と在庫を担保とした、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度による当座貸越を運転資金枠として利用されていました。

本件はモニタリングを行う中で、資材価格が上昇していることに加え、商社に対するより迅速な納入のために、運転資金が必要であるとの需要を把握したことから、震災以降の販売先の変化や順調に推移している業況を鑑み、売掛債権担保は解除し、在庫担保のみで極度額を増額する対応を行いました。

これは、従来から進めてきている担保や保証に過度に依存しない融資手法が、実態把握の中から具現化されたものであり、今後についても、事業者の需要に対応した支援を行ってまいります。

III シンジケートローン

当行では、これまでお客様の資金調達ニーズの多様化に対応するために、シンジケートローンの組成に取り組んでまいりました。今後も引き続き、復興需要や制度活用が求められている PPP・PFI 事業、再生可能エネルギーの活用に伴う発電事業等、大きな資金需要への対応が必要となります。当行は、従来の組成ノウハウを最大限に活用し、地域金融機関が連携し地域を支援していくため、引続き案件の組成に取り組んでまいります。

◆シンジケートローンを活用した支援事例【事例2】

当行では、株式会社商工組合中央金庫がアレンジャーとして組成するシンジケートローンにコ・アレンジャーとして参加し、県沿岸部の事業者に対し、水産廃棄物等処理施設資金として3億20百万円の融資実行を行っております。

本事例のお客様は、岩手県沿岸部に拠点を置き、一般区域貨物自動車運送、産業廃棄物収集運搬業及び水産加工場から排出される加工残さ処理を行ってまいりました。

本施設設備は、東日本大震災による津波で被災し事業休止となっている宮古市田老地区に設置されていた水産廃棄物等処理施設に代わるもので、沿岸被災地の復興を加速する事業です。

近隣に類似施設が無いことから、現在は、加工残さを他地域へ輸送している状況にあり、本設備稼働により、地域廃棄物の再資源化・循環型社会への貢献も期待されております。今後もシンジケートローン等の金融手法を積極的に活用し、沿岸被災地の復興・活性化につながる事業を積極的に支援してまいります。

IV ファクタリング

当行では、ファクタリングシステムの取扱いにより導入企業のみならず、納入企業も含めた地域のお客様に様々なメリットのあるサービスを提供しております。既に導入されている企業のうち、建設業関連事業を営むお客様においては、復興需要の高まりに合わせ、特に利用が増加しております。

当行におけるファクタリング導入企業に対する、前払い資金への融資残高は平成 27 年 9 月末現在で 5 先 / 10 億 27 百万円となっており、引き続き、円滑な運営を行ってまいります。

V でんさいネット

一般社団法人全国銀行協会により設立された新たな決済インフラである電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」は、平成25年2月からサービスを開始し、平成27年9月末時点で929件の契約数となっております。手形・振込により行われてきた決済を電子記録債権（でんさい）により行うことで、事業者に資金調達の多様化をもたらすシステムであります。

でんさいの利用促進を目的として、岩手県銀行協会が主催となり平成27年6月17日に開催された「行員向けでんさいセミナー」に当行行員が39名参加しております。また同協会が主催となり平成27年7月15日に開催された「事業者向けでんさいセミナー」には、当行のお客様21社が参加しております。引き続き、でんさいネットをお客様に周知し利用促進に努めることにより資金供給の円滑化を図ってまいります。

VI 各種ビジネスローン

当行では、中小事業者に対する円滑な資金供給や環境保全への取組みを金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種ビジネスローンの開発に取り組んでおります。平成 26 年上期には地域活性化に取り組む事業者に対して積極的な支援を目的とした事業性融資の新商品を発売しております。「とうぎん雇用拡大支援ローン（人増繁盛）」「とうぎん創業支援ローン（起業のとびら）」では、地域の事業者の雇用拡大や創業支援の取組みの支援を行っております。また、「とうぎん医療・介護ローン」では「はるかプラン（運転資金・設備資金）」、「みらいプラン（開業資金）」、「きずなプラン（貸貸用医療介護福祉施設等の設備資金）」の 3 つをラインナップし、事業者の多様な資金ニーズに対応し、地域の医療・介護福祉に取り組む事業者の支援を行っております。「とうぎんアグリビジネス応援ファンド」では農林水産業や 6 次産業化に取り組む事業者の支援を行っております。また、「ビジネスローン 1000」については、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に商品内容を改定し「とうぎん復興ビジネスローン 2000」の取り扱いを開始しております。

【各種ビジネスローンの実行実績】

(単位：件、百万円)

商品名	震災後～平成 27 年 11 月末		
	取扱件数	実行金額	残高
とうぎん復興ビジネスローン 2000	1,191 (215)	8,420 (1,743)	3,368
とうぎんエコ・ローン	40 (8)	3,672 (1,497)	2,662
とうぎん農業ローン「アグリビジョン」	24 (0)	116 (0)	23
とうぎん創業支援ローン「起業のとびら」	27 (13)	73 (41)	65
とうぎん雇用拡大支援ローン「人増繁盛」	17 (5)	224 (69)	187
医療・介護ローン「はるかプラン」	16 (10)	1,405 (345)	1,403
医療・介護ローン「みらいプラン」	4 (3)	311 (235)	303
医療・介護ローン「きずなプラン」	3 (3)	582 (582)	582
とうぎんアグリビジネス応援ファンド	4 (1)	136 (6)	76

※ () 内は平成 27 年 4 月～11 月の実績

Ⅶ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当行は、事業者のお客様にご融資を行う際に提供いただく個人保証について、ご融資の相談時、契約時及び保証債務の履行時においてそれぞれこれまでも適切な対応に努めてまいりましたが、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、内部基準等の見直しを行い、適切に対応する態勢を整備しております。これにより、お客様の経営状況等を勘案し、経営者保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともに、お客様と保証契約を締結する場合や保証人の方がガイドラインに則した保証債務の整理をお申し出になられた場合等においても引続き誠実に対応してまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況】※平成 27 年 4 月～9 月までの実績

新規に無保証で融資した件数	491 件
保証契約の代替的な融資手法を活用した件数	1 件
保証契約を解除した件数	20 件
保証債務整理の成立件数	0 件

◆既存の保証契約の見直しに関する支援事例【事例3】

本事例のお客様は、岩手県内の鉄製品の販売業者で海外向け中心に好調な業績を維持しております。今般、根保証契約の期限到来により当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、可能であれば利用したいとの申出があった。

当行では保証を求めない可能性について検討するにあたり「経営状況確認チェックシート」を活用の上、業績順調で将来にわたりキャッシュフローの範囲内で借入返済が可能な点、適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションシップが構築されている点を勘案し、経営者の根保証を解除することとしました。

経営者は年齢や健康面から事業承継を課題としておりましたが、今回の無保証人での対応により経営者の精神的な負担が軽減され、今後の事業承継もスムーズに進められることから本提案に関して高い評価をいただいております。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

I 返済に関する柔軟な対応

A 被災者からの申出により約定返済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のお客様から、既存融資の返済猶予のお申出が相次ぎました。

当行は、震災による甚大な被害状況を踏まえ、返済猶予のお申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定返済を停止（据置き）することに妥当性があること」に該当するものと判断した場合には、基本的に約定返済の一時停止に応ずる方針を全店に周知し、迅速に受け付けの対応をいたしました。

お客様の約定返済について平成27年9月末までに572先/157億5百万円の一時停止を行いました。また、これらの一時停止を行ったお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援などを通じてお客様の現状・実態把握に努め、順次、条件変更の手続きを進めております。

その結果、これまでに完了した条件変更手続きに加え、事業環境及び生活環境の改善に伴う約定返済の再開、保険金等による繰上げ返済等により、平成27年9月末現在で約定返済が一時停止となっている先は、1先/3百万円と震災直後のピークでありました平成23年4月末の499先/137億98百万円から大幅に減少しております。

【約定弁済の一時停止実績】

(単位：先、百万円)

	23年3月末		23年6月末		23年9月末		23年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	182	7,777	245	7,838	109	3,442	58	2,061
うち中小企業	179	6,981	244	7,182	109	3,442	58	2,061
住宅ローン	67	743	92	1,043	32	351	19	229
消費者ローン等	0	0	2	1	0	0	0	0
合計	249	8,520	339	8,884	141	3,793	77	2,291

	24年3月末		24年6月末		24年9月末		24年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	32	1,195	18	777	13	449	9	267
うち中小企業	32	1,195	18	777	13	449	9	267
住宅ローン	15	178	12	145	11	135	10	123
消費者ローン等	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	47	1,373	30	923	25	585	19	391

	25年3月末		25年6月末		25年9月末		25年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	7	177	5	119	3	101	3	74
うち中小企業	7	177	5	119	3	101	3	74
住宅ローン	8	88	5	58	4	41	3	24
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	265	10	177	7	142	6	98

	26年3月末		26年6月末		26年9月末		26年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	3	74	3	74	3	21	2	20
うち中小企業	3	74	3	74	3	21	2	20
住宅ローン	3	17	3	17	3	17	3	17
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	92	6	92	6	38	5	37

	27年3月末		27年6月末		27年9月末		27年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	1	4	3	3	0	0	0	0
うち中小企業	1	3	3	0	0	0	0	0
住宅ローン	3	13	3	3	1	3	1	3
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	17	6	6	1	3	1	3

B 条件変更への柔軟な対応

震災の影響を受け、約定弁済の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談について、当行は、震災直後から弾力的な対応を迅速に行ってまいりました。また、当行において事業性融資、住宅ローンをご利用のお客様のうち、平成 27 年 9 月末までに条件変更を行った実績は累計で 1,148 件／198 億円となっております。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた取組みが地域金融機関の責務であり、当行は今後も返済条件に関するお客様からのご要望を真摯に受け止め、条件変更のご相談に適切に対応してまいります。

【事業性融資のお客様】

継続的な訪問面談や事業再生計画策定支援を通して、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。

また、中小企業者の利用が多い信用保証協会、他金融機関との連携を図りながら条件変更に関する支援を行っております。

【住宅ローンのお客様】

震災の影響によるお客様の事情を踏まえ、将来にわたって無理のない返済ができるよう、お客様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。

特に、既存債務が残り、新たに追加融資を希望されるお客様に対しては、二重ローンの大きな負担が生じることから、返済負担の軽減策として既存債務のおまとめや据置きが可能な制度資金の提案等を行っております。また、担保や返済期間などの融資条件を緩和した弾力的な対応に努めております。

【融資条件変更実績】

(単位：件、百万円)

	震災後～23年6月 実績		23年9月迄 累計実績		23年12月迄 累計実績		24年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	273	5,530	525	9,698	658	11,798	748	13,384
住宅ローン	23	279	46	570	55	674	63	775
合計	296	5,809	571	10,268	713	12,472	811	14,159

	24年6月迄 実績		24年9月迄 累計実績		24年12月迄 累計実績		25年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	789	14,067	847	14,977	893	15,634	922	15,993
住宅ローン	66	825	70	859	70	859	71	875
合計	855	14,892	917	15,836	963	16,493	993	16,868

	25年6月迄 実績		25年9月迄 累計実績		25年12月迄 累計実績		26年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	964	16,926	998	17,573	1,003	17,631	1,028	18,145
住宅ローン	71	875	73	892	74	909	74	909
合計	1,035	17,801	1,071	18,465	1,077	18,540	1,102	19,054

	26年6月迄 実績		26年9月迄 累計実績		26年12月迄 累計実績		27年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	1,039	18,222	1,049	18,384	1,055	18,486	1,060	18,571
住宅ローン	75	916	75	916	75	916	75	916
合計	1,114	19,138	1,124	19,300	1,130	19,402	1,135	19,487

	27年6月迄 実績		27年9月迄 累計実績		27年11月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	1,073	18,911	1,073	18,911	1,073	18,911
住宅ローン	75	916	75	916	75	916
合計	1,148	19,827	1,148	19,827	1,148	19,827

II 融資実績

A 事業性融資実行実績

当行では、震災直後から当行独自の事業性融資商品の開発に取り組んでおります。

「ビジネスローン 1000」は、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に「復興ビジネスローン 2000」に商品内容を改定しております。

また、信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、被災者の負担軽減につながる自治体等による利子補給制度も活用しながら、復旧・復興の段階に合わせ、被災者のご要望に応じた対応を行っております。震災後から平成 27 年 9 月末までの復旧・復興支援に係る事業性資金の融資実行実績は累計で 3,159 件／770 億 54 百万円となっております。

B 住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、被災者ニーズにお応えする形で震災直後からマイカーローンについては特別金利を適用してきたほか、平成 24 年 3 月には当行独自の復興住宅ローンを発売しております。震災発生後から平成 27 年 9 月までの住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績は累計で 367 件／58 億 50 百万円となっております。

また、防災集団移転促進事業の進展に歩調を合わせ、復興住宅ローンについては、抵当権設定要件の緩和を行っており、住宅取得ニーズに対応するため、積極的に被災者の生活再建を支援してまいります。

【復旧・復興資金の実行実績】

(単位：件、百万円)

		震災後～平成 27 年 11 月末	
		件数	金額
事業性資金計	事業性（運転資金）	2,434 (52)	52,067 (601)
	事業性（設備資金）	741 (22)	25,278 (346)
	うち復興アパートローン	100 (1)	4,819 (42)
事業性資金計		3,175 (74)	77,345 (947)
住宅ローン及び消費者ローン等計	住宅ローン	265 (45)	5,428 (820)
	うち復興住宅ローン	218 (31)	4,829 (674)
	消費者ローン等	109 (0)	583 (0)
住宅ローン及び消費者ローン等計		374 (45)	6,011 (820)
合計		3,549 (119)	83,358 (1,767)

※（ ）内は平成 27 年 4 月～平成 27 年 11 月の実績

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

I 当行の体制

A 店舗の復旧

震災の津波による全壊等により高田支店、大船渡支店、釜石支店については従前地での営業再開が困難となり、臨時出張所・相談窓口での営業再開後、更に店舗の移転や「とうぎんキキララ号」の移動店舗導入等により金融機能の復旧を図ってまいりました。平成24年8月には高田支店が陸前高田市竹駒町に新築移転、平成25年2月には大船渡支店が大船渡市大船渡町に新築移転、さらに、平成25年12月には釜石支店が釜石市大渡町に新築移転を行い、震災の影響により従前地での営業が不能となった全ての営業店において復旧が完了しております。大船渡支店、釜石支店については将来起こりうる地震や津波による建物の被害を低減するために底地をかさ上げするとともに、耐震強度を高めた堅固な構造としております。また、非常災害自家発電装置の配備、非常用食料の備蓄、店舗の屋上には緊急避難スペースを設置するなど災害に備えた店舗となっております。

当行では被災地での金融機能の早期復旧に取組み、全ての被災店で新築移転が完了しており、今後も被災地の事業者等への資金供給を通じた金融支援を継続してまいります。

【被災店舗の現況】



B 震災復興推進本部

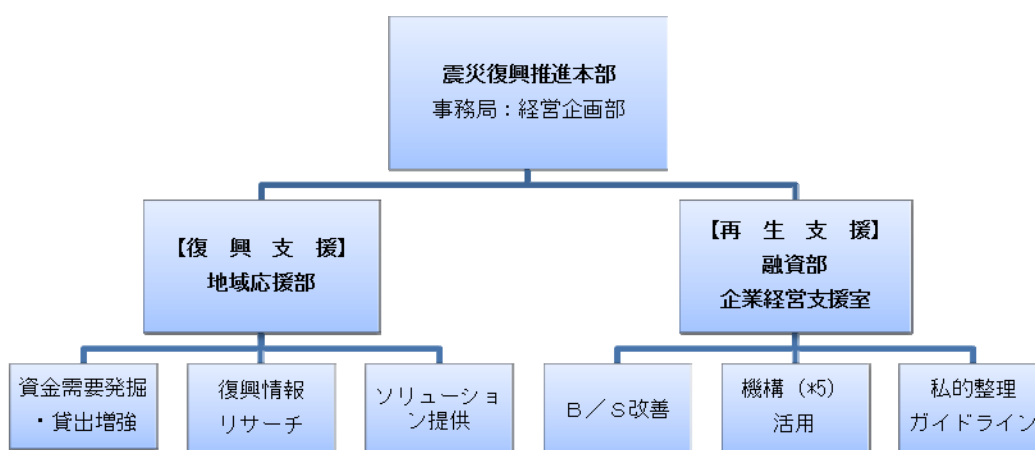
当行では平成23年5月に震災復興推進本部を設置し、本部各部・営業店が被災地域の現状、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築してまいりました。

震災復興推進本部において、「震災復興推進本部活動報告書」（以下、「活動報告書」という。）を作成し、毎月定例的に報告を行うことで、経営陣を含め、本部各部の活動内容、被災地域の営業店の状況について共有化を図っております。活動報告書については、適宜報告内容の見直しを行うなど、復旧・復興状況に合わせて内容を変更し

ております。特に「東日本大震災事業者再生支援機構」、「岩手（宮城）産業復興機構」、「個人版私的整理ガイドライン」については詳細な報告を行っており、被災企業・個人の再生支援の現況把握に努めております。

【震災復興推進本部の体制】

震災復興推進本部		
本部長	事務局	関連部
頭取	経営企画部	地域応援部、融資部、融資部企業経営支援室



(*5) 機構：東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構

C 人員配置

当行では、沿岸部と内陸部との営業店の行員の配置転換を随時行っております。また、平成26年9月に中小企業大学校を卒業して中小企業診断士の資格を取得した行員を融資審査部門1名および営業店に1名を配置し、復興を目的とした資金ニーズおよび事業再生ニーズに対する支援体制の強化を図っております。

メンタルヘルス面においても、人事部の定期的な面談や、外部契約の臨床心理士が個別対応することで、職場環境の整備に努めております。

外部専門機関との連携についても、引き続き、個人版私的整理ガイドライン運営委員会へ行員1名、岩手県産業復興相談センターに行員2名を派遣し、人的面でも復興支援に積極的に関わっております。

II 復興支援【復興支援策】

～郷土の復興を地域のお客様とともに成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域とともに前進する。」ことを使命とし、取り組むべき課題である「地域の再建」・「企業の再建」・「住民（生活）の再建」の3つの再建に向け、復興支援策を実行しております。

当行では、地域が震災前より発展するよう地域企業、地域住民と一体となった取り組みを行い、長期的かつ安定的な資金供給を継続することで地域力の向上を図ってまいります。

A 地域の再建

a アグリビジネス支援

震災によって大きな痛手を受けた東北の農林水産業及び食品産業は、生産体制が徐々に回復し、流通が本格化してきてはおりますが、販売においては依然として厳しい状況にあると捉えております。

このような中で、生産者の販路開拓ニーズはより一層高まっており、当行では生産者それぞれの規模・特性を把握した上で、ビジネスマッチングのイベント企画をご案内し、また個別にビジネスマッチングの機会を提供するなど、積極的な支援を展開しております。

今後も大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを活かしたマッチングの企画を検討するとともに、近隣県を含めた地元の小売業者や卸売業者、飲食店、あるいは産業給食等からも幅広く情報収集を行い、マッチングスキームを構築してまいります。

◆被災地域における創業支援事例【事例4】

本事例のお客様は、岩手県沿岸部の事業者です。震災からの復興・地域活性化の契機となるよう同地区に拠点を持つ水産、製菓、酒造等の異業種の事業者が集まり新商品販売に向けての研究会を結成し、プロジェクトを立ち上げました。その後、プロジェクトで生まれた商品や連携体制を事業化するべく平成27年7月に会社設立、連携した商品開発、販売態勢を構築し、地域の食のブランド化の推進を行っております。当行ではプロジェクトに参加し事業計画の策定支援や、同社設立にあたっての運転資金の支援を行っております。

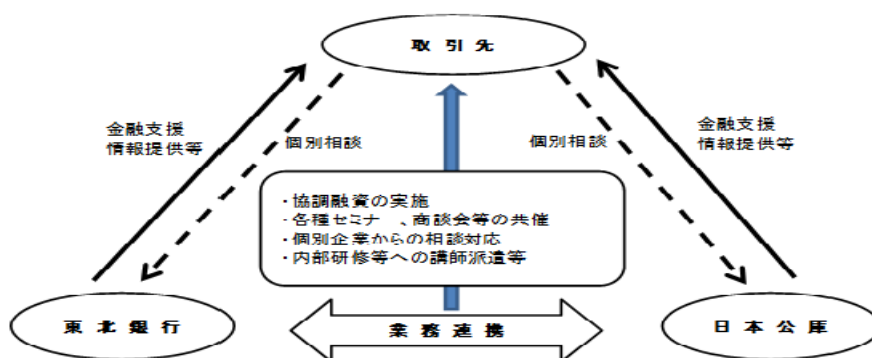
同地区の復興のシンボルとして異業種が連携して作り出した海鮮中華まんじゅうは大手企業の復興応援プロジェクト等による支援も受け、平成27年11月より東京都内の先行販売を皮切りに販売が開始されております。

b 日本政策金融公庫との業務提携について

当行では、地域の中小企業等の創業・新事業活動支援、農商工連携支援等、地域経済の活性化のため、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店、一関支店及び八戸支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

当行では日本政策金融公庫との業務連携により、復興支援、創業・新事業活動支援ならびに農商工連携支援や海外展開支援等の各種メニューの充実を図り、地域活性化に向け積極的に取組んでまいります。

【業務提携のイメージ】



B 企業の再建

a 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用の支援

震災から復旧を目指すお客様に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用をご案内するだけでなく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資や自己負担部分への新規融資に積極的に取組んでまいりました。

漁協等の漁業者団体や水産加工流通業者の復興を支援するための水産加工場等施設整備事業等を活用されるお客様に対しても、同様に対応しております。

お客様の復興計画に役立つ支援の一環であり、今後も上記支援を続けてまいります。

平成 27 年 9 月末現在の震災に係る補助金等に対するつなぎ融資実績は 67 先／70 億円、自己負担部分への融資実績は 14 先／12 億円となっております。

【つなぎ融資 累計額推移】

(単位：先、億円)

	24年 3月末	24年 9月末	25年 3月末	25年 9月末	26年 3月末	26年 9月末	27年 3月末	27年 9月末
融資先数	14	24	40	53	59	61	67	67
融資金額	19	31	47	54	63	63	69	70

【自己負担部分への融資 累計額推移】

(単位：先、億円)

	24年 3月末	24年 9月末	25年 3月末	25年 9月末	26年 3月末	26年 9月末	27年 3月末	27年 9月末
融資先数	4	7	8	11	11	11	11	14
融資金額	6	9	10	11	11	11	11	12

◆グループ補助金や高度化融資に対するつなぎ融資における支援事例【事例5】

震災により工場が被災した船舶修理事業者に対し、グループ補助金と高度化融資（無利子、長期返済）に対するつなぎ融資を実施しております。

本事例のお客様は震災で工場が被災し、仮設工場で事業を継続していました。面積や機械設備等制約が大きかったため、グループ補助金を活用して震災以前と同じ処理能力を有する工場を復旧する計画を立案しました。

資金調達はグループ補助金のほかに、高度化融資の利用を行いました。工場完成後に資金が交付となるため、建設期間中の工場建設資金を当行が融資対応し、円滑に工場が復旧できるよう資金支援しております。

b 信用保証協会並びに他金融機関等との連携による支援

当行は、信用保証協会との連携を密に図りながら、被災企業における設備復旧資金等（補助金対象外の設備等）の資金需要に対して、復興資金を中心とした各種制度融資の活用や協調融資による支援を継続して行っております。

また、当行を含む金融機関が協調し設備資金等の融資を行った後、当該事業者の当初事業計画に対する実績の進捗が芳しくない状況が続いた際には、信用保証協会との連携によるバンクミーティングを開催し、認定支援機関等を活用した事業計画の再策定支援や、他の取引金融機関を含めた包括的な返済条件の変更及び新規融資による支援を継続して行っております。

◆ゴルフ場運営会社への復興支援事例【事例6】

本事例のお客様は、岩手県内にある地元資本のゴルフ場運営会社です。この事業者は、長引く景気低迷やゴルフ人口の減少による競争激化等により震災前より業績が芳しくなく、リスケジュール等による支援を継続しておりましたが、震災により被害を受け、更に業績が悪化してしまいました。

当行では、中小企業再生支援協議会を活用し金融調整を図り、リスケジュール等による支援を継続する一方で、地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定専門家派遣事業を活用して、ゴルフ場の専門家コンサルタントを紹介しました。専門コンサルタントの関与のもと、新たな事業計画を策定しており、徐々にではありますが業績改善が進められております。

c よろず支援拠点との連携による支援

平成27年11月より、経済産業省の実施する「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」において設置された「岩手県よろず支援拠点」と連携し、当行支店内にて定期相談会の開催を行い、取引先の抱える課題解決へ向けて様々なソリューション機会の提供を行っております。相談会では、当行行員も同席し「岩手県よろず支援拠点」の専門家と連携した支援を行っております。

【岩手県よろず支援拠点との定期相談会会場】

27年11月	北上支店、水沢支店
27年12月	花巻支店、一関支店
28年1月	北上支店、水沢支店
28年2月	花巻支店、一関支店

◆岩手県よろず支援拠点の活用事例【事例7】

本事例のお客様は、岩手県内で農業を主業種としておりましたが、併せて農家レストラン事業を行いたいという希望がありました。お客様は主業種以外の事業を手掛けたことがなく、飲食業についての事業計画策定ならびにメニュー策定等事業開始までの進め方について不安を抱いており、当行より「岩手県よろず支援拠点」への相談を提案しました。

お客様と当行担当者が同席の上、「岩手県よろず支援拠点」を訪問、コンサルタントより事業計画策定時のポイントや事業開始に向けた課題のアドバイスを受け、今後もメニュー作成、価格決定等について相談する予定となっております。

「岩手県よろず支援拠点」では多種多様な相談を受け付けており、お客様とのリレーション強化にもつながることから、定期相談会を含めて「岩手県よろず支援拠点」と連携した取組みを行ってまいります。

C 住民（生活）の再建

a 復興支援融資商品の取扱い

復興支援住宅ローン「未来飛行」は、各地方公共団体所有地への防災集団移転促進事業にも柔軟に対応できるよう抵当権設定の要件を一部緩和しています。

今後においても同事業の進展に伴い住宅資金需要増加が想定されることから、被災地の復興が完了するまで積極的な対応ができるよう取組んでまいります。

b 被災地域における年金相談会の開催

平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月までに、被災地域において年金相談会を 11 回開催し、58 名のお客様からの相談を受付けしております。

今後についても被災された方々の年金に関する問題を解決するため、年金相談会を定期的を開催してまいります。

c 私的整理ガイドラインを活用して債務整理をした方への生活再建支援

二重債務を解決するために個人版私的整理ガイドラインを活用したお客様に対して、生活再建支援の一環として住宅新築融資（住宅ローン等）に対応しております。平成 27 年 9 月までに住宅ローン 2 件/34 百万円、住宅金融支援機構代理貸付 1 件/22 百万円の実績となっています。今後も被災された方に対して、積極的な生活再建支援を継続してまいります。

III 再生支援【再生支援策】

A 東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用

東日本大震災事業者再生支援機構は、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。平成 27 年 12 月末時点において、同機構と相談済みの当行のお客様は 71 先（うち支援・買取りが決定したお客様は 52 先）となっております。なお、支援・買取りが決定した 52 先のうち当行がメイン銀行であるお客様は 23 先となっております。

岩手産業復興機構は、平成 23 年 11 月に被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取機構です。平成 27 年 12 月末時点において、同機構と相談済みの当行のお客様は 50 先であり、そのうち債権の支援・買取りが決定した先は 41 先となっております。債権の支援・買取りが決

定した先で、当行がメイン銀行である 26 先のうち 23 先は、設備復旧や運転資金として新規融資を実行済みであり、事業再開及び再成長に向け積極的に支援を行っております。

なお、岩手県産業復興相談センターには、平成 25 年 4 月に 2 名の行員が出向しており、当行との連携を強化しております。

平成 23 年 12 月に設立した宮城産業復興機構に相談済の当行のお客様は 15 先あり、そのうち債権の支援・買取りが決定したお客様は平成 27 年 12 月末時点で 13 先（うち 4 先が当行メイン）となっております。これらは、いずれも新規融資を実行済みであります。

今後も当行では、引続き各機構と連携を図りながら、被災企業の再生支援に取り組んでまいります。

【各機構の活用実績】

(単位：先)

	震災後～平成 27 年 12 月末		
	お客様相談数	支援・債権買取決定数	新規融資対応額
東日本大震災事業者再生支援機構	71 (71)	52 (51)	18 億円
岩手産業復興機構	50 (48)	41 (41)	11 億円
宮城産業復興機構	15 (15)	13 (12)	3 億円
合 計	136 (134)	106 (104)	32 億円

※ () 内は平成 27 年 6 月迄実績

◆東日本大震災事業者再生支援機構の活用した支援事例【事例 8】

本事例のお客様は、宮城県沿岸部にてカジュアル衣料品及びスポーツ用品の小売業を営む事業者です。東日本大震災の影響により店舗設備に大きな被害を受け、陳列商品や在庫の大半を廃棄せざるを得ない状況となりました。

金融機関から新たな資金調達を行い事業再開したものの、元々過剰債務であったことや、売上の回復が芳しくなく、返済の為にキャッシュフローが捻出できない状況となりました。

そこで、この問題を解決する為に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に支援を要請した結果、二重ローン解消の為に債権の買取りが決定し、事業の継続性が高まりました。同時に当行では、運転資金の供給を行う等して支援を継続しております。

B 外部機関との連携について

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスと復興支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しております。また、平成26年3月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、更に支援体制を強化しております。

震災後にお客様より当行が求められてきたものは、返済の一時停止、被災した設備の復旧、営業再開に向けた運転資金の供給並びに二重債務問題の解決のための支援等でした。当行は、お客様の早期の復旧に向け上記外部機関や岩手（宮城）産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などとともに支援を行ってまいりました。

しかし、金融面の支援は充実している一方で、現状においては全ての事業者が被災前のレベルまで業績が回復しているとは言えず、被災企業の業績が被災前以上に回復し、再成長が遂げられるよう、当行では外部機関との連携を図りながら、サポートを行ってまいります。

C 個人版私的整理ガイドラインの活用

当行では、個人版私的整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を活用し、お客様の二重債務問題の解決に向け積極的な支援を行っております。

ガイドラインの活用にあたっては、運用マニュアルを策定の上、全営業店に対し、ガイドライン活用のメリットや効果等を説明、お客様の状況に応じ活用を促すとともに、営業店窓口等に相談や照会があった場合には、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する態勢を整えております。

また、金融庁が作成したポスターやパンフレット、ガイドライン運営委員会による個別相談会のパンフレット並びに岩手弁護士会、東北財務局、ガイドライン運営委員会の共催による無料相談会のパンフレットを被災店に掲示する等、ガイドラインの制度周知及び利用促進に努めてまいりました。

その結果、平成27年12月末現在における債務整理開始の申出件数は38件に上り、弁済計画案が示された29件のうち、当行が決裁権者となる18件全てに同意、債務整理が決定しております（他の11件は、住宅金融支援機構が決裁権者）。

当行は、防災集団移転促進事業の地区内において、土地買上代金の全額を債権に充当してもなお債務が残る場合であっても、当該抵当権の解除に応じる対応を行っているほか、今後は、仮設住宅からの退去などに伴い家賃等の負担増が生じることが想定されることから、既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促すなど、引き続き二重債務問題の解決に向けた積極的な対応を行ってまいります。

D 資本性借入金（DDS）の活用

当行では、東日本大震災により被災し、資本が大きく毀損、あるいは過大な債務を負い、被災前の正常な経済活動に支障を来しているものの、再生可能性があると判断した事業者について、お客様の事業規模及び財務状況に応じて、東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用とともに、資本性借入金（以下、「DDS」という。）も再建可能性を高める手法として積極的に活用を検討しております。

当行では、今後の運用を見据え、自己査定基準書及び償却引当基準書の改定を行い、DDSの運用上の留意点をまとめた「資本的劣後ローンの解説と実務上の留意点」を制定しております。

平成27年度においても、DDSと同等の効果が得られる東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用が優先しておりますが、引き続きDDSの活用先について検討しており、今後も積極的に取り組んでまいります。

V 人材育成

A コンサルティングスキルの向上

当行では、融資先の実態を適切に把握・推定し、「真の経営課題解決」に結びつくコンサルティング機能を発揮できる人材の育成に取り組んでおります。平成27年度の施策として実施したものは以下のとおりとなっております。

a 中小企業診断士の養成

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能を発揮するための人材を養成する一貫として、中小企業診断士の養成に取り組んでおります。行内における第1回目の公募を平成24年9月に行い、選抜された2名が平成26年9月に中小企業大学校を卒業、資格取得し、本部審査部門および営業店にそれぞれ配置しております。第2回、3回の公募で選抜された2名も1次試験に合格しており、それぞれ中小企業大学校に入校予定となっております。今後も引き続き資格保有者の養成に努めてまいります。

b 企業審査トレーニーの開催

平成26年より、行員の希望により企業審査トレーニーに参加できる態勢を整備しております。研修参加者の意欲により開催されるため、研修効果が高く、また、研修参加者が特に理解したいと感じていることや、業務経験などに応じて、研修内容を弾力的に変えるところができるプログラムとしております。

今後も継続して企業審査トレーニーを開催することにより、「企業を見る目」を

研ぎ澄ますとともに、「経営者と経営課題を共有できる感性」と「経営課題の解決方法を伝える力」を持ち合わせた人材の育成を目指してまいります。

【研修参加者 推移】

(単位：人)

25 年上期	25 年下期	26 年上期	26 年下期	27 年上期	27 年下期
4	4	14	9	2	8

※27 年下期については平成 27 年 12 月末までの実績となります。

【企業審査トレーニーの内容】

平成 27 年上期は入行 5～6 年の若手行員が参加しており、事業性融資の経験が少ないことから、研修前の本人の課題として「事業内容の捉え方があいまいで、与信判断に不安がある」ということが挙げられました。

実際の案件を用いたケーススタディのなかで平成 27 年 7 月に策定した「事業性評価シート」を活用し、「事業の内容・収益を上げる仕組み」や「事業資金の流れ」といった顧客のビジネスモデルについて深掘りする質問・指摘を意識的に多く行うことで、顧客の事業内容、市場動向、競争の優位性を捉えることに重点を置いた研修としております。

広い視野で事業内容を捉える研修に変更したことから、研修参加者からは、「今まで自分には無かった視点なので、多くの気づきがあった」という感想が上がっております。今後も財務内容からのみではなく、お客様の事業内容や成長可能性などを重視した研修を実践し、お客様の課題解決へ向けた提案が可能な人材の育成に努めてまいります。

B 外部機関との連携を通じた人材育成

東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構の各機構を活用した再生支援の件数は、前述の通り、債権譲渡及び債権売却が決定している案件が合計 106 先、債権譲渡及び債権売却を検討している案件は、平成 27 年 9 月末において合計 11 先となっております。これらの案件については、融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）が検討段階から積極的に関わり、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効活用すると同時に、営業店とともにお客様を訪問し、今後の収支見込みの検討や再建のための資金対応を含めた具体的な計画策定等を協議しており、各機構との連携を通じ再生支援案件に対するスキル向上にもつながっております。

また、平成 25 年 4 月より当行行員 2 名が岩手県産業復興相談センターへ出向しており、復興支援の運営に参加するとともに経営支援のスキル向上に努めております。

この他、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)と特定専門家派遣に関する契約を締結しており、この派遣契約により事業再生等に関するノウハウを企業経営支援室が中心となって吸収し、その情報等を営業店に還元しております。

さらに、平成 27 年 4 月からは機構へ短期出向の形態で行員 1 名を研修派遣しており、今後も各機構と連携を図りながら人材育成を行ってまいります。

C 法人渉外スキルアップ研修の開催

平成 27 年 7 月 10 日に営業店渉外若手行員を対象に、「法人渉外スキルアップ研修」を行い、28 名の行員が参加いたしました。

研修は、法人向け保険の商品知識やセールス方法の習得、事業承継の事例研修(グループ討議)を通じて法人渉外担当者のソリューション業務のレベルアップを目指す内容となっております。

D 農林水産業に係る専門資格取得者の養成

当行は、農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」等の資格取得に努めております。「農業経営アドバイザー」資格については、平成 25 年度に 1 名が資格を取得し、計 15 名の農業経営アドバイザーが地域の農業者等の方々を支援しております。また、「林業経営アドバイザー」資格については、平成 25 年度に当行行員 1 名が岩手県内の金融機関職員で初めて同資格を取得し、豊かな森林資源を抱えた地域の林業者を支援していく態勢が整いました。さらに平成 27 年 2 月には当行行員が「水産業経営アドバイザー」資格を取得しております。水産経営者から様々な経営相談を受け、当行が保有するノウハウ・ネットワークを活用した専門的かつ柔軟な支援を展開し、地域の水産業発展に貢献する態勢を整備しております。

今後も、各種アドバイザーの継続的な養成を行い、資格取得に向けた人材育成を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行は、国の資本参加をいただくことにより、地域経済の活性化につながる取組みをより一層推進し、地域金融機関としての存在感を更に高め、地域の中小企業や個人のお客様への資金供給に万全を期し、地域に貢献できる態勢の整備を図っております。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

I アグリビジネス支援

当行では、地域経済の活性化・雇用機会の創出につながるものとして、平成17年からアグリビジネス支援に取り組んでおります。6次産業化を目指し、コンサルティングやビジネスマッチング等を行っております。

農林水産業においては、生産物それぞれについて作業工程や期間が異なり、また季節要因も関わるなど生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づき個別にきめ細かい支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では、設備投資への補助金や利子助成のある融資制度が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達手段を提案しております。当行としては、運転資金面を中心に、事業全体を把握した上でABLなどの活用により、適切な資金供給を行っております。

A 「とうぎんAFFクラブ」

当行では平成24年5月に農林水産業者や食品関連事業社32社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えました。順次新規会員の入会があり、4年目を迎えた平成27年9月末現在の会員数は計52社となっております。

また、平成27年9月に組織名を「とうぎんAFFクラブ」（以下、「クラブ」という。）に改称し、農林水産業全ての事業者を対象としていることをイメージした組織名としております。

（※A…Agriculture 農業、F…Forestry 林業、F…Fishery 水産業）

クラブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図っております。

○会員の所在地：岩手県34社、宮城県13社、秋田県3社、青森県2社

○会員の業種

農畜産物	20社	米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉、牛乳など
水産物	17社	いか、さんま、鮭等の鮮魚及び業務用加工品など
加工食品	10社	菓子、漬物、ワイン製造など
その他	5社	小売業、飲食業、農業用資材販売など

B 「いわて食の大商談会 2015 の開催」

当行は、平成 27 年 8 月 18 日に盛岡市にて、岩手県、県内金融機関等との共同主催による「いわて食の大商談会 2015」を開催いたしました。

この商談会は、全国の外食及び食品流通関係者等を招き、県内の生産者や食品製造業者等が、こだわりの農林水産物や食品について直接説明し、岩手の食を広く県内外に PR するものです。今年度は、出展者は 102 社、バイヤーは 219 社 400 名が参加し、例年以上のにぎわいが見られました。

当行は、今後も地域のアグリビジネス支援を推進するため、販路開拓支援に積極的に取り組んでまいります。



C 「とうぎんアグリセミナー」の開催

当行は、平成 27 年 9 月 4 日に「第 12 回とうぎんアグリセミナー」を開催いたしました。

とうぎんアグリセミナーは、地域の農林漁業者を中心に食品関連企業や農林漁業に関心のある異業種の方などを対象に、時節に合わせたテーマで開催しております。

今回のセミナーは、岩手県産業創造アドバイザーを講師に招聘し、「販路開拓における SNS の活用について」をテーマに開催いたしました。また、平成 26 年度に連携協定を締結している JR 東日本東北総合サービス株式会社（旧：株式会社ジャスター）から当社の取組み等についてご講演をいただきました。



II 環境ビジネス支援

A 天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業実施金融機関として認定

当行は、平成 26 年 4 月に経済産業省資源エネルギー庁が行う「天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業」（以下「本事業」という。）における利子補給対象融資の実施金融機関として認定されました。

本事業の平成 27 年 9 月末時点での同制度利用状況は、一般ガス事業者 2 社に対して 425 百万円の取組みとなっております。

今後もお客様により一層ご満足いただけるサービスの提供と環境に対する取組みを行ってまいります。

B 環境配慮型利子補給金交付事業に係る実施金融機関として選定

当行は、平成27年7月に環境省が行う「環境配慮型融資促進利子補給事業」（以下「本事業」という。）における平成27年度利子補給対象融資の実施金融機関として選定されました。

本事業は、公益財団法人日本環境協会が基金の設置・管理や実施金融機関の選定を行い、一定の条件を満たす事業者が行う環境配慮型設備投資に係る借入について、ご融資後3年間の借入金利の年1%の利子補給を行うものです。

当行ではこのようなお客様の資金ニーズに『とうぎんエコ・ローン環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型』にて対応しており、環境保全に積極的な事業者の支援を行っております。

III 医療・介護ビジネス支援

A 「とうぎん医療・介護ニュース」の発行

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、当行では本部と営業店の顧客情報を共有化した推進フォロー体制を構築し、医療・介護ビジネス支援を積極的に実施しております。

また、医療・介護事業者の皆さまへ情報資料として「とうぎん医療・介護ニュース」を継続してお届けしており、平成 27 年 9 月までで累計 59 号を発行しております。

B 「地域ヘルスケア産業支援ファンド」への出資

当行では、地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）のファンド運営子会社である REVIC キャピタル株式会社と株式会社 AGS コンサルティングが共同で設

立した「地域ヘルスケア産業支援ファンド」（以下、「本ファンド」という。）へ出資を行うため、平成 26 年 11 月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

高齢化社会の進展に伴い、地域包括ケアシステムの成立、民間サービスを含めた健康寿命延伸産業の拡大等、ヘルスケア産業全体の枠組みが大きく変化しようとしています。医療機関・介護事業者はもとより、ヘルスケア周辺事業者、異業種事業者が、地域単位で一体となって成長を果たしていく必要性が益々高まっています。

今般、ヘルスケア産業全体を対象とし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する事業者を支援するというファンドの考え方に賛同し、出資を決定いたしました。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、機構が有するノウハウを活用し、地域のヘルスケア事業に取組まれる事業者を支援し、「地域力の向上」に努めてまいります。

IV 海外ビジネス関連の支援

A 「イスラム法（シャリア）適格ファンド」への出資について

当行では「ハラールビジネス」に関するセミナーの開催等、取引先のアジア市場又はイスラム市場への進出支援を行っております。更なる支援の取組みとして PNB アセット・マネジメント・ジャパン株式会社と株式会社インスパイアが共同で運営する「PNB - INSPiRE Ethical Fund 1」（以下、「本ファンド」という。）へ出資を行うため、平成 27 年 1 月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

本ファンドは、主に国内企業へ出資し、食品産業、アグリ産業、環境産業、IT・通信産業、ハイテク産業等を主な対象領域とし、ASEAN 市場及びイスラム市場における成長可能性が見込まれるビジネスの拡大及び進出の支援と促進を目的とするファンドとなります。

ASEAN 市場及びイスラム市場は人口増加や高い経済成長により、非常に有望なマーケットとなっております。本ファンドでは、出資支援を通じて、これら対象地域への海外進出を検討している中小企業に対し、資本調達他に、現地の強力なビジネスパートナーとの連携や現地市場調査、ハラール認証取得支援などが可能となります。また、海外進出によってジャパン・ブランド（地域の特産品等）を PR していくことにより、海外からの観光客・ビジネスパーソンによる国内消費拡大も見込まれることから、地域の活性化も期待されます。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、PNB アセット・マネジメント・ジャパン株式会社や株式会社インスパイアが有するノウハウを活用し、海外進出に取組まれる事業者の支援に努めてまいります。

B JICAの中小企業海外展開支援事業を活用した海外事業支援の実施について

平成27年9月に当行の支援により独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の中小企業海外展開支援事業を活用し、当行の取引先企業がベトナムでの「中小企業海外展開事業～案件化調査～」事業に採択されました。

当行では平成26年11月にも当地で日本米の試験栽培を実施する企業について採択されており、本件で2例目となります。

今般、JICAによる中小企業海外展開支援事業に応募するにあたり、当行が保有する金融ノウハウを活用し、事業計画の策定や海外展開に係る情報提供を実施することで、事業採択を支援しております。

当行は、これまでも平成25年9月に海外視察ミッションとしてベトナム訪問を行い、10月にはベトコム銀行と業務協力協定を締結する等、ベトナム進出に係る海外展開支援ノウハウを蓄積しております。今後も、様々な制度を活用し、地域の取引先の海外ビジネスを支援することで、「地域力の向上」に努めてまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能強化のための方策

当行では、安定的な資金供給を行い地域に貢献していくとともに、金融面での支援に限らず、多種多様な視点を持って地域の活力となるようなソリューション営業を展開し、地域と一体となった支援強化を図ってまいります。

I 本部専担部署との連携

営業店だけでは解決できないような経営課題に直面しているお客様に対しては、これまでも営業店と地域応援部との帯同訪問や外部専門家との連携により積極的に対応してまいりました。地域応援部では、営業店・取引先や地域と密着し、経営課題やニーズを正確に把握し、最適なサービスを提供するなど、きめ細やかな対応を行っております。

当行では、今後もお客様の定量的・定性的な情報の把握に努め、経営課題解決に向け各ソリューションサービスについて適宜見直しや追加を図りながら、積極的に支援してまいります。

II お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズが多様化、高度化している状況において、当行では外部専門家と提携し、専門的なノウハウや情報、ソリューションの提供を行っております。

また、当行では各種ソリューションツールの活用方法をまとめた「とうぎんビジネスサポートサービス」を制定しており、営業店と本部が協働して活用しております。取引先をはじめ地元企業のような様々な問題、課題解決のための情報・サービスの提供・提案を行い積極的にサポートするなかで、提供するソリューションの追加やソリューションツールの提携先を拡大するなど、お客様のご要望に最適なソリューションを提供できる体制の整備を図っております。

III 地方公共団体・他団体等との連携

A 地方創生に向けた連携協力関係の構築

地域金融機関と地方公共団体との連携については、地域密着型金融の推進に関する柱に据えられるなど、より重要性を増しているところであります。このような中、当行は地方創生の取組みをより円滑に進めるため、平成24年10月に紫波町、平成25年8月に岩手町、平成25年12月に遠野市、平成27年2月に洋野町と連携協力協定を締結いたしました。

当行では連携した地方公共団体において、それぞれの地域資源を活かした6次産業化等の地域経済の活性化とともに、地方創生につながる取組みとなるよう、サポートしております。

これまでの実績としては、定期的に連絡会議を実施してお互いの情報を共有するなか、地域の事業者の商品開発について専門家と帯同してコンサルティングを行い、また6次産業化セミナーを開催して支援制度を周知するなどの取組みを行ってまいりました。

今後も、当行と連携協力する地方公共団体とでお互いの情報や強みを組み合わせ、農林水産業に対し、より質の高い支援を展開することで「地域力の向上」に努めてまいります。

B 東北銀行・遠野市連携プロジェクト 第2弾「わかめディップソース」の発売

平成25年12月に遠野市と「農林水産業の活性化に関する業務推進協定」を締結しておりましたが、この連携プロジェクトから「遠野どぶろく飴」に続き、「わかめディップソース」が商品化され、平成27年8月に発売になりました。

「わかめディップソース」は、当行と遠野市が連携して企画し、当行のアドバイザーである株式会社パイロットフィッシュ・五日市知香氏のコーディネートのもと、一般社団法人遠野ふるさと公社が製品化いたしました。公社が運営する遠野市内観光施設等のほか、遠野市内の菓子店、盛岡市内のショッピングセンターで発売されております。

当行では、今後も地方公共団体との連携を図りながら、地域の課題やニーズに対

して金融機関としての情報・ノウハウを提供し、ネットワークを活用するなどして「地域力の向上」に努めてまいります。



C 「希望郷いわて国体」の協賛

「希望郷いわて国体」を応援するため、岩手県と企業協賛契約を締結し、「オフィシャルスポンサー」となりました。

当行では、「希望郷いわて国体」で上位入賞が期待されるホッケー競技を支援するためにその主力選手を擁する岩手町の男女ホッケー社会人クラブチームに対して活動資金の寄付を行っております。また、本県出身でオリンピックで活躍した選手の行員採用なども行っております。本大会の協賛を通して、県民の機運を盛り上げ、大会成功に一助したいと考えており、今後とも「地域経済活性化」並びに「スポーツ振興寄与」に取り組んでまいります。

D その他地方公共団体との連携した取組み

当行は、平成24年10月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する業務推進協定書」を締結し、その一環として、紫波町町有林で「とうぎんの森」づくり活動を行っております。

平成25年度の契約期間満了に伴い、平成26年5月19日に紫波町及び特定非営利法人紫波みらい研究所と「企業の森づくり活動に関する協定書」を再締結し、新しい場所での「とうぎんの森」づくり活動を開始いたしました。

今年度の活動は、平成27年6月27日に紫波町町有林にて開催いたしました。当行行員や家族約80名が参加し、倒木運搬作業やツツジ植栽等を行い、森林整備活動に取り組んでおります。



③ 早期の事業再生に資する方策

I 中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生

A 中小企業再生支援協議会の活用

当行取引先における中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の相談件数は、暫定計画による支援策について周知されている効果もあり、平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月までの期間で 6 先となっております。

その進捗状況の内訳については、改善計画策定済みの先が 4 先（うち、暫定計画 2 先）、改善計画策定中の先が 2 先となっております。

当行では、平成 21 年 10 月より融資業務に精通した行員 1 名が協議会に出向（平成 24 年 11 月末に当行を退職し協議会に転籍）しております。これにより、より現状に即した実現性の高い事業再生支援に向け、連携を強化してまいりました。

今後についても、当行の取引先が様々な支援を必要とする状況（事業再生、業種転換、事業承継等）となった場合に、債権者間の調整が必要となることが想定されます。

協議会による経営改善計画の実現可能性についての評価は、中立な立場で客観的な検証を経て行われることから、結果として債権者間調整の際に求められる透明性や妥当性が高まります。

また、結果として暫定計画となった場合でも、事業者の改善に対するモチベーションを高める効果も期待出来るものとなります。

このため、今後においても当行は案件検討の初期段階から協議会への事前相談を積極的に活用してまいります。

B 地域経済活性化支援機構の活用

地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として、株式会社企業再生支援機構法に基づき、平成 21 年 10 月に設立した株式会社企業再生支援機構が地域経済活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組され、商号変更された機関です。

機構は、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済の活性化支援に関わる新たな業務が追加され、機構の関与する事業再生案件のみならず、地域金融機関やその融資先、地域金融機関の事業再生子会社や事業再生ファンドに対する専門家派遣等を行うことができるなど、地域金融機関の事業再生をサポートする体制が取られております。

当行では、機構がこれまで蓄積してきた実績やノウハウを活用し、被災地の復興のみならず、構造不況や後継者問題等を抱え収益改善の展望が描けない事業者に対する対応を検討するため、平成 26 年 3 月 28 日付で特定専門家派遣に関する契約を締結しております。

締結以降これまでに、個別事業者の「よろず」相談や、「体質強化メソッド」の活用推進の為に、帯同して債務者訪問を行う等、具体的な取組みを行っており、今後も機構を活用しながら事業者のライフステージに沿った支援を継続してまいります。

また、平成 27 年 7 月には機構より講師を招いて「事業性評価能力向上研修」を開催する等し、行内での人材育成にも活用しております。

◆体質強化メソッドを活用した支援事例【事例 9】

本事例のお客様は、岩手県内陸部で印刷業を営むお客様です。業績も堅調に推移しており、財務諸表上は特段の問題が無いお客様でありましたが、人材育成、事業承継、社内体制の整備について不安を感じておりました。当行ではそのような課題解決へ向け、地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）による特定専門家派遣を活用し、「体質強化メソッド」による支援を行うこととしました。

当行と機構が連携の上、ペーパーベースでの情報収集を行い、現場実査や役員・従業員へのヒアリングを行う等、全 3 回の訪問を実施し、その内容を取りまとめ、同社の抱える課題解決へ向けた、「体質強化計画書」による提案を行っております。

計画書は、組織活性化（組織体制の見直し、従業員による経営参画、改善提案制度等）、従業員の士気向上（キャリアプラン作成、表彰制度構築、委員会の設置等）、事業承継の道筋作りを中心に策定されております。現在は計画書に沿った組織体制の整備に取り組んでおり、定期的なモニタリング等を通じ、同社の課題解決へ向けた取組支援を行ってまいります。

C 岩手県中小企業支援等連携会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）への参加

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成 24 年 4 月 20 日 内閣府・金融庁・中小企業庁）において、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築することとされ、中小企業の経営改善・事業再生支援環境の整備が行われました。

これを踏まえ、岩手県においても岩手県信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、法務・会計・税務の専門家、経営支援機関、地方公共団体、財務局、経済産業局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生を推進するため岩手県中小企業支援等連絡会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）（以下、「ネットワーク会議」という。）が構築されました。ネットワーク会議には当行も参加しており情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等を行っております。

今後も、ネットワーク会議への参加を通じて情報の共有化を図り、地域中小企業全体の経営改善、再生支援に寄与し、地方創生に役立ててまいります。

D 認定支援機関を通じた経営支援強化のための取組み

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月末に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が創設されております。

認定制度は、金融機関の他、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等を認定支援機関として認定し、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

当行では認定支援機関として経営力強化保証制度、認定支援機関の関与が必要となる補助金制度への活用、他認定支援機関との連携等、中小事業者等の経営状況の分析、モニタリング等を通じ、中小事業者への支援の態勢を整備しております。

なお、平成 27 年 9 月末における実績は、経営力強化保証制度での融資は 12 先/3 億 79 百万円、認定支援機関としての補助金制度への関与は 54 件、このうち採択件数は 22 件となっております。

【認定支援機関を活用した支援実績】

制度融資	件数	金額
経営力強化保証制度	12 件	379 百万円

補助金等制度名	関与件数	採択件数
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	32 件	11 件
地域需要創造型等起業・創業促進補助金	13 件	6 件
認定支援機関による経営改善策定支援事業	4 件	0 件
小規模事業者活性化補助金	4 件	4 件
中小企業等	1 件	1 件
合計	54 件	22 件

II 取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

当行は、専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携・協力により再生支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスとそれぞれ事業再生支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しております。

上記の外部機関は、お客様の売上増加のためのビジネスマッチングや、事業承継のための M&A 等、事業再生のための連携ネットワークとしての役割も期待できるため、継続して情報交換等を行っております。

今後も情報交換を密に行い、コンサルティング能力を補完・向上させ、事業再生を支援してまいります。

III 地域建設産業活性化支援事業の活用

国土交通省では、中小・中堅建設企業等の担い手確保・育成の推進、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上による事業力強化を推進し、建設産業の活性化に資する為に「地域建設産業活性化支援事業」を展開しております。

当行は本事業を活用するため、国土交通省と平成 27 年 4 月にパートナー協定を締結しております。

今後についても、建設業のお取引先が抱える諸問題や課題を解決する為の方策として、建設業に精通した専門家の経営相談を受けることが出来る本事業の活用支援を行ってまいります。

IV 岩手県事業引継ぎ支援センターの活用

当行は、事業再生の可能性を模索しながらも、後継者問題をはじめとする様々な要因により、今後の事業継続が、どうしても困難とみられるお客様への支援を行う為に、

公的支援機関である岩手県事業引継ぎ支援センターへ登録民間支援機関として、平成27年7月に登録しております。

今後は、同事業引継ぎセンターと連携して情報交換等を行いながら、円滑な事業承継や事業譲渡等の支援を行ってまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

I 事業承継支援

当行では、融資セールスにとらわれず経営者との日常的な面談等により会社の悩みを把握し、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り、課題解決に向けての支援に取り組んでまいりました。

平成26年10月から平成27年9月までに28社の事業経営者から事業承継について相談を受けており、営業店と本部とが連携してきめ細かく顧客ニーズのヒアリングを行い、ニーズに合致する専門家を紹介するなど積極的な支援を継続しております。

◆事業承継支援事例【事例10】

本事例のお客様は、復興需要により業績が好調に推移している岩手県沿岸部の事業者です。当行にて同社の財務内容分析を行ったところ、株価対策の必要性等、事業承継に関するニーズを把握し、課題解決へ向けて提携している税理士法人、保険会社等の専門家へ顧客紹介業務を行いました。

同社では、専門家によるコンサルティングの結果多額の相続税負担の発生が見込まれることが判明し、役員退職金の支給、経営者保険加入等の株価引下げ対策や後継者への株式移転等、総合的な事業承継対策を実施しております。

お客様の潜在的なニーズを把握し、ソリューション提案による顧客紹介業務を行ったことで、お客様からの信頼感も高まり、同社とのリレーション強化が図られております。

II 後継者育成支援

当行では、「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「社長の道場」を開催しております。

平成27年2月19日に開催した「社長の道場」では、「人事・労務管理」「事業計画の策定」「事業承継・M&A」の3つのテーマで分科会を設定し、参加者同士でディスカッションを行い、悩みや課題を共有しながら解決策を考えることを通じて、参加者の横のつながりを醸成する内容といたしました。

この取り組みは地域に安定的な雇用の確保をもたらし、地域の人口減少を抑制する方

策ともなり得ることから、当行は「社長の道場」について毎回旬のテーマやニーズの高いテーマを設定し、今後も継続的に開催してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業の公共性を踏まえ内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成27年3月期につきましては、普通株式の期末配当は1株当たり2.5円（年間5円）、第1種優先株式については約定に従った配当を行い、また、計画を上回る当期純利益を計上し、内部留保の積み上げを図っております。平成49年9月末には国の資金100億円を返済するための財源として利益剰余金を確保できる計画となっております。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

【当期純利益の推移】

【単位：百万円】

	25/3期	26/3期	27/3期	27/9期	28/3期
計画	610	640	690	—	770
実績	720	875	1,368	821	—

【利益剰余金の推移】

【単位：百万円】

	25/3期	26/3期	27/3期	27/9期	28/3期
計画	4,570	4,720	4,910	—	5,190
実績	4,679	5,069	5,913	6,492	—

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理体制の充実、株主の皆さまをはじめとし、お客様、地域の皆さまなど、全てのステークホルダーの方々からの厚い信頼を確立していくための最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めております。社外取締役については、平成26年6月1名、平成27年6月1名を増員し、社外取締役3名（うち2名は独立役員）態勢としており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

当行は取締役会を原則として月1回開催し、経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っており、平成27年度上期は6回開催しております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。平成27年度上期は25回開催しております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名（会社法第2条第16号に規定された社外監査役2名を含む）で構成されております。取締役会については監査役4名が、常務会については常勤監査役2名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。平成27年度上期は監査役会を6回開催しております。また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針

① リスク管理体制

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと、取締役会がリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する「統合リスク管理」と、統合リスク管理以外の手法による「その他リスク管理」とに区分しております。前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含めALM委員会において管理する体制としております。後者は、リスクの種類ごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、リスクの顕在化を抑制する管理体制としております。平成27年4月に本部組織機構の改定を行い、リスクコンプライアンス統括部内にリスク管理室（人員4名）を新設し、リスク管理全体を統括する体制としております。

② 統合的リスク管理

統合的リスク管理については、平成27年4月にリスク管理の基本方針を改定しております。これまでは、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計額（リスク量）を、自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する方法としておりました。改定後は、リスクの種類ごとにリスクの顕在化により発生が予想される損失額を統計的な方法で計測を行い、自己資本を原資として主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク）にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠に収まるよう管理する方法へ変更し、リスク管理の充実を図っております。

経営陣と関係部で構成するALM委員会では、毎期、リスク管理枠の設定を行い、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか毎月確認しており、定期的にストレステストを実施することにより、自己資本充実度の検証を実施しております。また、自己資本、

リスク管理態勢、収益性、流動性（特に市場部門）を踏まえ、市場部門及び貸出金の一部において、ポジション枠を設定する態勢としております。

③ 信用リスク管理

当行の信用リスク管理については、融資規程（クレジット・ポリシー）において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。さらに、信用リスク管理規定において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適正な信用リスク管理が実現するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとに ALM 委員会において経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示するなどにより管理しております。具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先、事業再生支援先等を選定し、営業店のモニタリング等を基に年 2 回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、融資部及び同部企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導を行っております。

問題債権の管理としては、営業店からの毎月 2 回の期日経過債権の報告や月例の貸出金延滞報告により管理を強化し、条件変更による長期延滞の未然防止や問題解決に向けた取組みを図っております。実質破綻先以下の管理は、毎年 2 月末、8 月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、問題解決に向けた方針協議を行い、顧客企業の再起に向けた方策の検討や円滑な処理等への協力を含めた取組みを強化しております。今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等を強化するとともに、管理の適正化を図り、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

問題債権への対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

④ 市場リスク管理

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わる ALM 運営方針を

決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成する ALM 委員会において協議を行い決定しております。ALM 委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定するなかで安定的な収益を確保することを確認しております。また、有価証券に関わる売買方針についても毎月確認を行っております。

⑤ 流動性リスク管理

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM 運営方針、市場運用業務等の運用管理基準等の規定を定めております。月次の ALM 委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。

⑥ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分ごとに主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。

システムリスクに関して、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、新日本有限責任監査法人から委託業務に係る内部統制の状況を把握し、その有効性の評価に利用する報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」）に基づき、受託会社監査人が提供する保証業務を毎年受領しモニタリングを実施するとともに、年 1 回基幹システムの運営・管理を委託している株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対しシステム監査を実施することにより、システムリスクの顕在化防止に努めております。

その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、内部監査の実施により、リスクの顕在化を抑制しております。